

水戸市営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市営狭間池地区土地改良事業（ため池整備型）につき計画を定めたので、同法第96条の2第7項の規定で準用する第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に水戸市長に異議申立てをすることができる。

また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、水戸市を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提訴することができる。

令和7年5月15日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市長 高橋 靖

記

- 1 縦覧に供する書類 農業生産基盤整備事業(ため池整備型)狭間池地区計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和7年5月15日から令和7年6月11日まで
- 3 縦覧場所 水戸市役所 産業経済部 農業環境整備課
水戸市役所のウェブサイト

4 審査請求書の提出方法等

(1) 審査請求書の提出方法

- ①持参、郵送又はファックスによる。
- ②様式・用紙規格は任意とする。
- ③口頭又は電話での意見は受け付けない。

(2) 審査請求書の記載事項

- ①審査請求書の提出年月日
- ②審査請求をする者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）
及び住所（団体の場合は、主たる事務所の所在地）
- ③電話番号
- ④当該土地改良事業名
- ⑤当該土地改良事業の計画に対する異議

(3) 審査請求書の提出先

- ①郵送：〒310-8610
水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 産業経済部 農業環境整備課
- ②ファックス：029-232-9339